

第1章 復興体制の構築

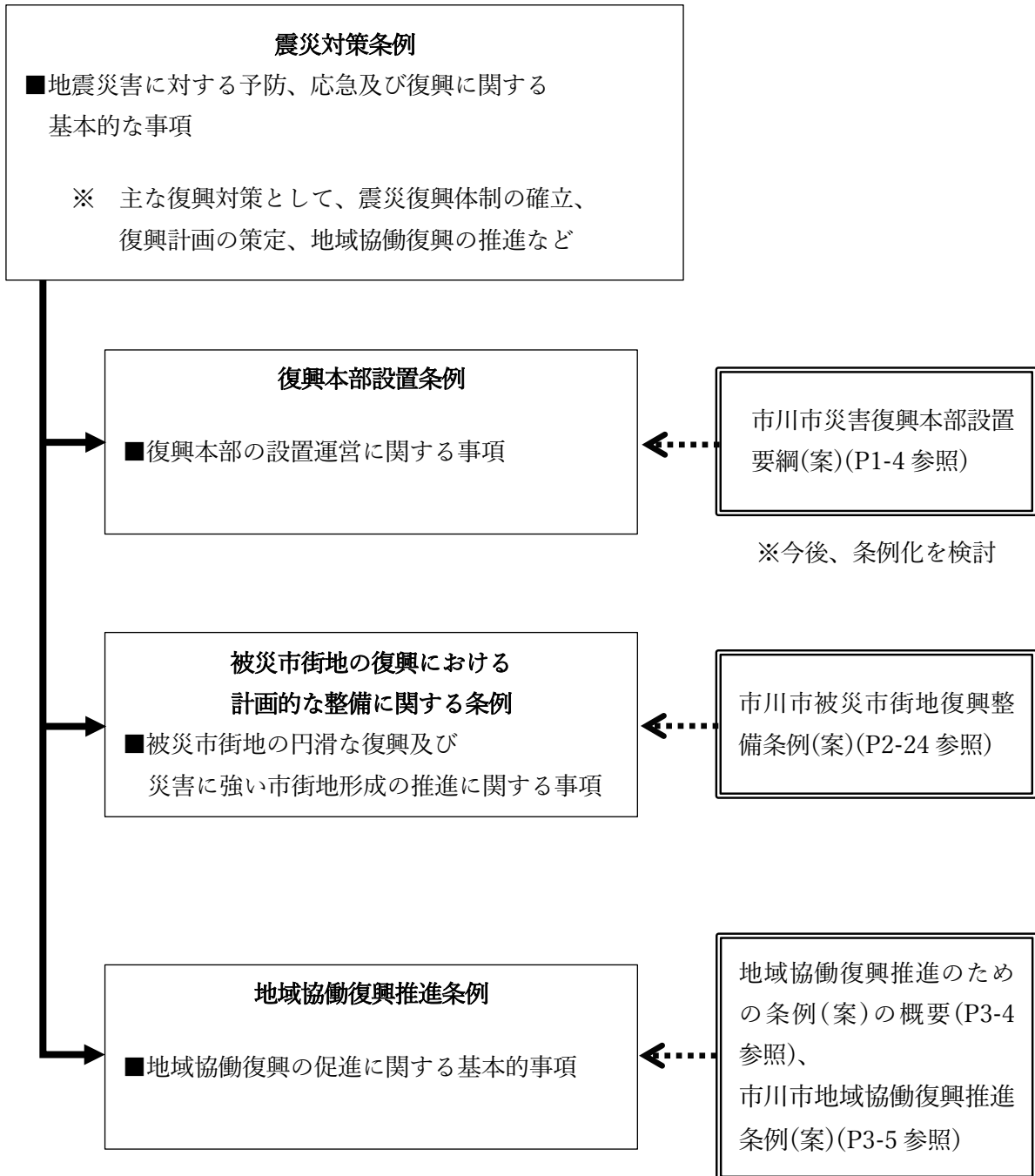
<資料>

資料編〈第 1 章関連〉

資料1-1 震災復興に関する標準的な制度スキームと条例等(案)

【制度スキーム】

【市川市条例等(案)】



災害復興本部設置時行動要領の主な内容項目例

- 1 復興本部設置時行動要領の取扱い
 - ・ 要領の内容
 - ・ 想定危険
 - ・ 対象
 - ・ 点検及び整備

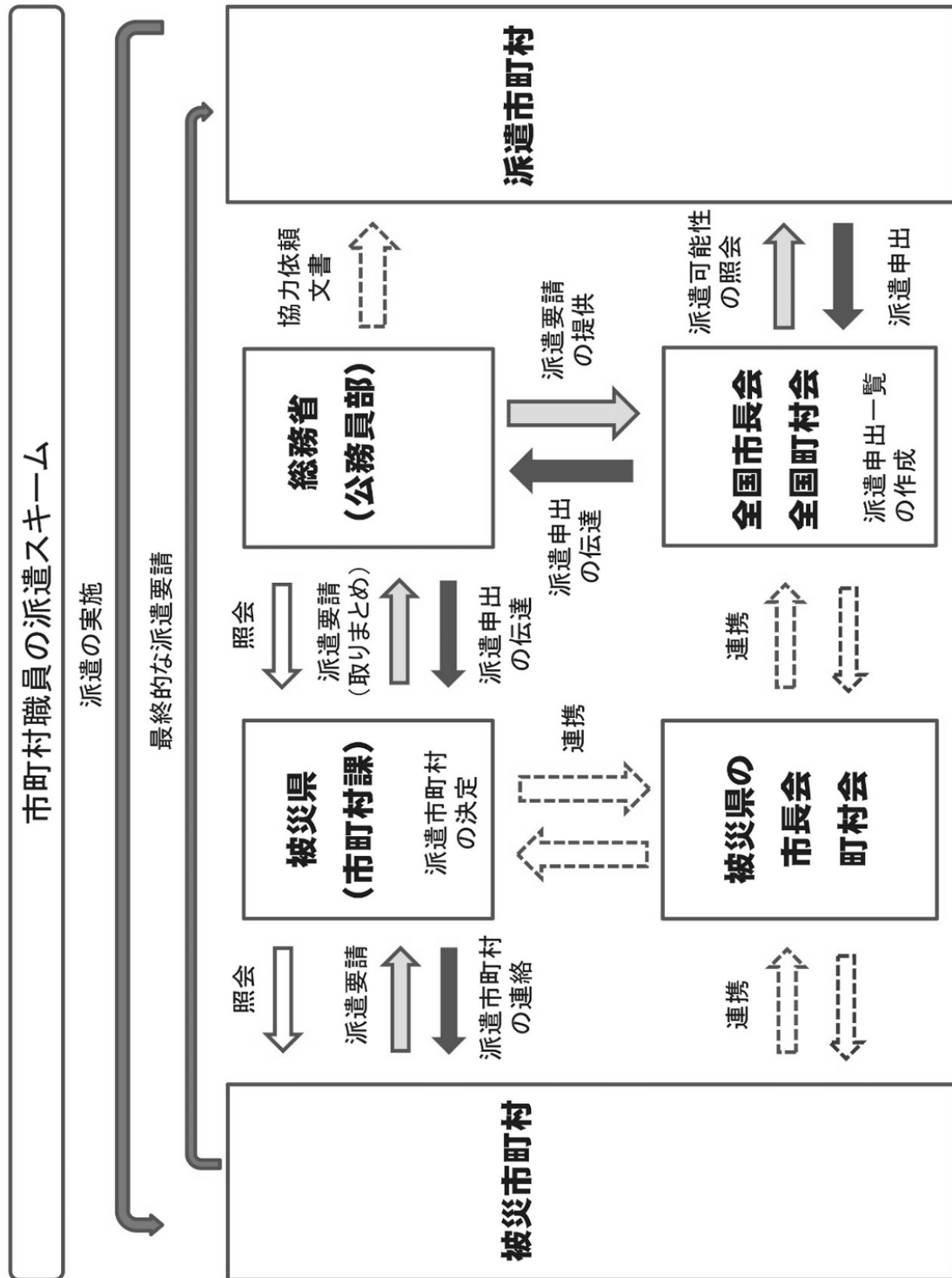
- 2 復興本部復興部課構築の準備行動の流れ

- 3 復興本部復興部課の設置手順
 - ・ 復興本部復興部課を設置しない場合
 - ・ 復興本部復興部課を設置する場合

- 4 復興本部〇〇部課詳細手順等
 - ・ 参集及び復興本部復興部課等設置の判断基準
 - ・ 復興本部復興部課編成表
 - ・ 復興本部〇〇部課職員招集連絡網
 - ・ 復興本部〇〇部課室レイアウト想定図
 - ・ 必要物品等一覧
 - ・ 情報の収集及び整理方法
 - ・ 職員参集受付・職務担当・勤務状況表
 - ・ 復興本部〇〇部課電話番号簿
 - ・ 文書の取扱いについて
 - ・ 文書整理簿
 - ・ 復興本部〇〇部課プレス発表簿

- 5 参考資料
 - ・ 復興本部設置条例
 - ・ 同条例施行規則
 - ・ 復興本部組織要綱など

資料1-3 派遣職員の受入れの流れ



出典：「総務省における東日本大震災による被災地方公共団体に対する人的支援の取組」総務省HP

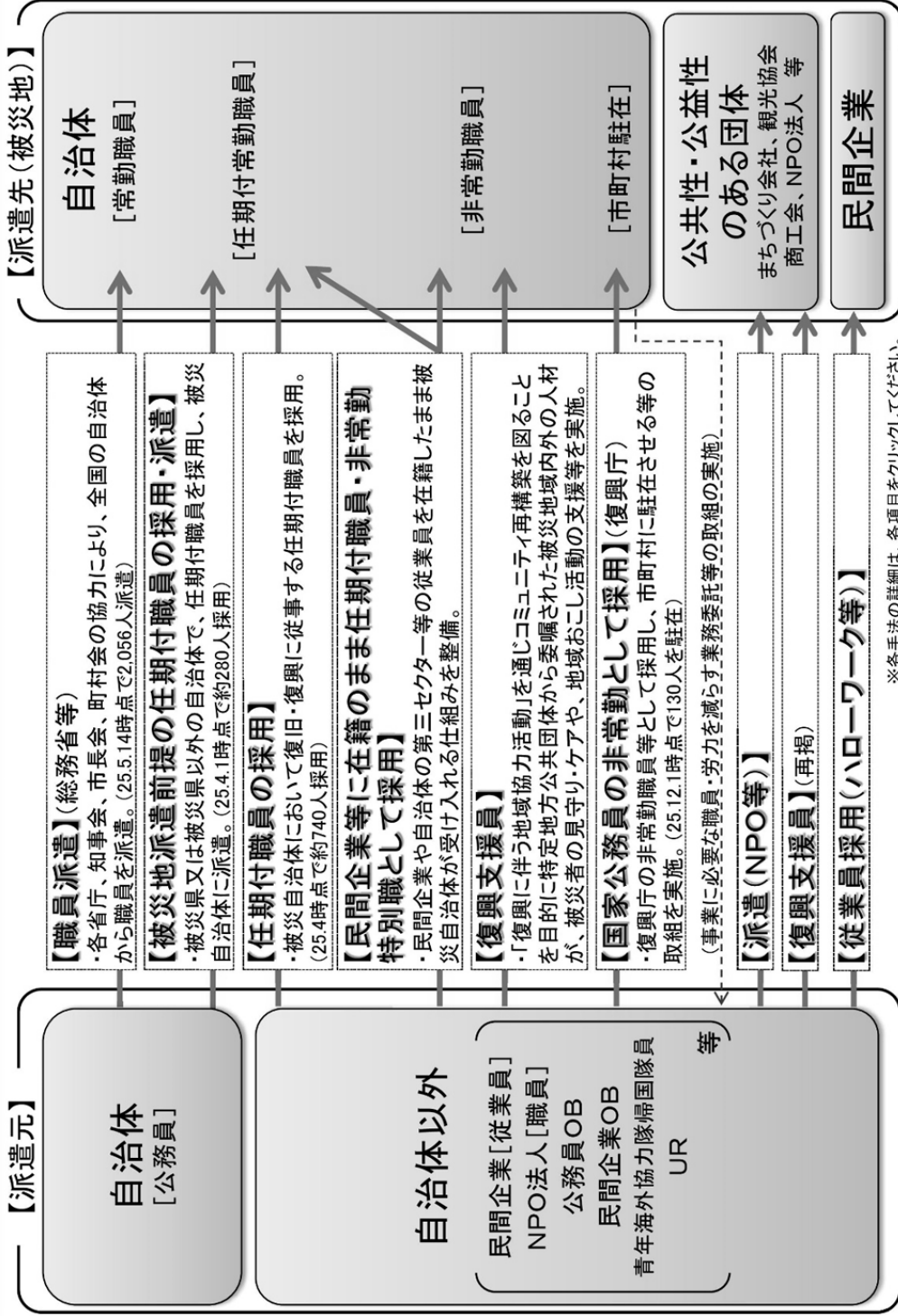
資料1-4 被災地での人材不足対策

被災地での人材不足対策

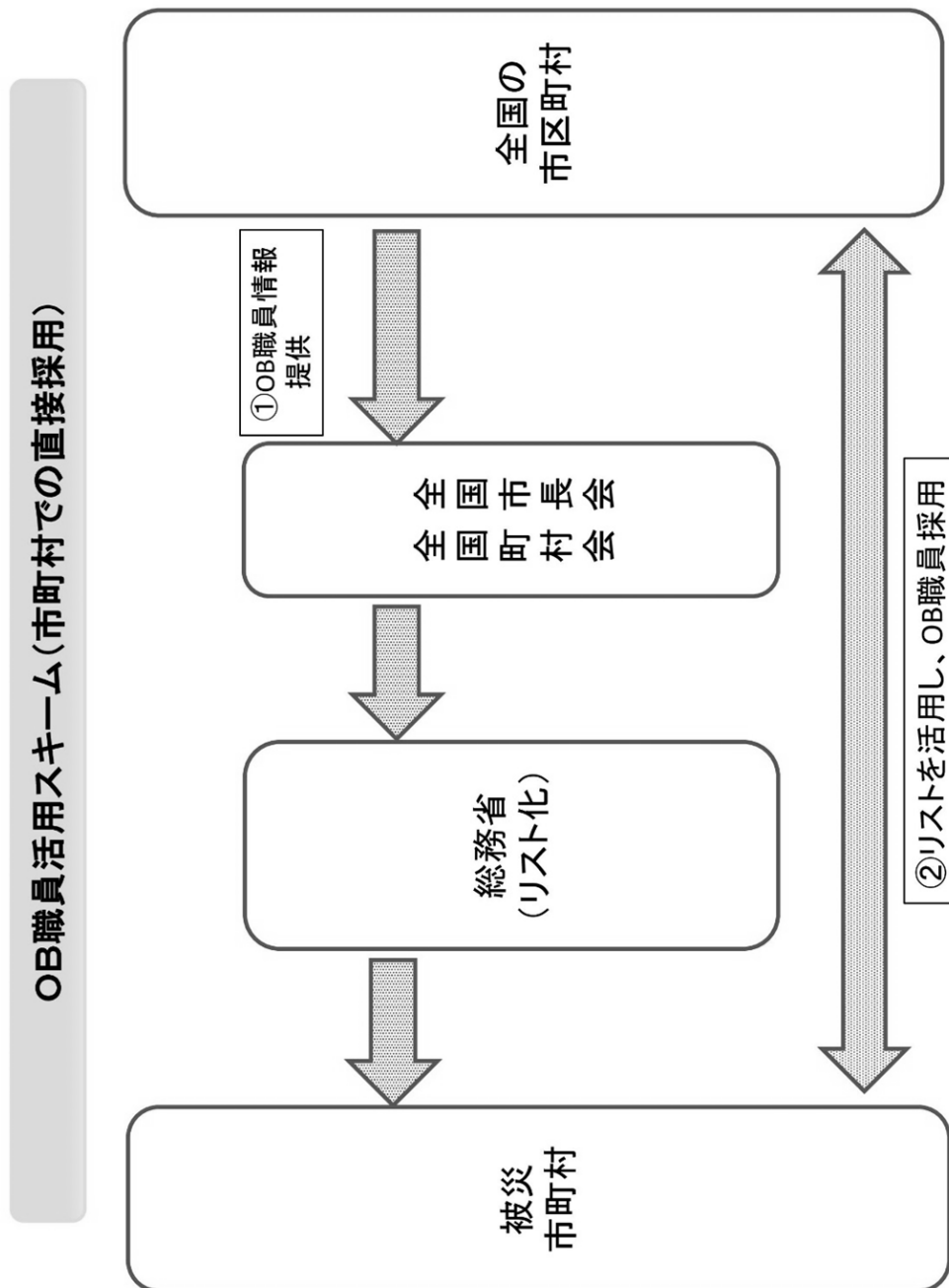
復興庁

Reconstruction Agency

(平成25年12月1日現在)



資料1-5 OB職員活用スキーム(市での直接採用)



出典：「総務省における東日本大震災による被災地方公共団体に対する人的支援の取組」総務省HP

資料1-6 東日本大震災に係る任期付き職員の在職状況調査の概要

平成29年度における東日本大震災に係る任期付き職員の在職状況調査結果の概要

(平成29年4月1日時点)

調査要領

- ・調査時点 平成29年4月1日時点
- ・調査対象団体 岩手県、宮城県及び福島県並びに各県内市町村
- ・調査内容 被災地方公共団体での震災復興に係る任期付き職員の在職状況
- ・調査対象職員 調査対象団体に属する「地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）に基づいて採用された地方公務員（民間企業等の従業員で当該民間企業等に在籍したまま採用されている者、消防及び警察職員を除く。）

調査結果のポイント

- 被災自治体で震災復興のために採用されて在職している任期付き職員数は、1,670人（平成29年4月1日時点）。うち、県庁で採用され、県内市町村に派遣された任期付き職員数は232人（※）。
- ※232人の任期付き職員は「東日本大震災による被災地方公共団体への地方公務員の派遣状況調査」にも計上。
- 団体別在職人数
 - ・任期付き職員が在職している自治体の種類ごとの人数は、3県が833人（全体の49.9%）、42市町村が837人（全体の50.1%）。
 - ・任期付き職員が在職している自治体ごとの人数は、岩手県内で454人（全体の27.2%）、宮城県内で696人（全体の41.7%）、福島県内で520人（全体の31.1%）。
- 職種別在職人数
 - ・職種別の在職人数は、一般事務（用地関係事務を含む。）の職員が1,014人（全体の60.7%）、土木の職員が396人（全体の23.7%）、建築の職員が77人（全体の4.6%）、その他の職種の職員が183人（全体の11.0%）。
- これまでの調査との比較
 - ・これまでの調査における在職人数 平成28年 4月 1日時点 1,738人 ※＜ ＞内は1回前の調査からの増減
平成28年10月 1日時点 1,749人 ※＜11人(0.6%)増加＞
平成29年 4月 1日時点 1,670人 ※＜79人(4.5%)減少＞

出典：「総務省における東日本大震災による被災地方公共団体に対する人的支援の取組」総務省HP

資料1-7 災害時における協定締結先一覧(相互応援協定先)

(相互応援協定先)

令和元年9月1日 現在

No.	協定先	〒	所在地
1	千葉県	260-8677	千葉市中央区市場町 1-1
2	千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港 1-1
3	銚子市	288-8601	銚子市若宮町 1-1
4	船橋市	273-8501	船橋市湊町 2-10-25
5	館山市	294-8601	館山市北条 1145-1
6	木更津市	292-8501	木更津市富士見 1-2-1
7	松戸市	271-8588	松戸市根本 387-5
8	野田市	278-8550	野田市鶴奉 7-1
9	茂原市	297-8511	茂原市道表 1
10	成田市	286-8585	成田市花崎町 760
11	佐倉市	285-8501	佐倉市海隣寺町 97
12	東金市	283-8511	東金市東岩崎 1-1
13	旭市	289-2595	旭市二 1920
14	習志野市	275-8601	習志野市鷺沼 2-1-1
15	柏市	277-8505	柏市柏 5-10-1
16	勝浦市	299-5292	勝浦市新官 1343-1
17	市原市	290-8501	市原市国分寺台中央 1-1-1
18	流山市	270-0192	流山市平和台 1-1-1
19	八千代市	276-8501	八千代市大和田新田 312-5
20	我孫子市	270-1192	我孫子市我孫子 1858
21	鴨川市	296-8601	鴨川市横渚 1450
22	鎌ヶ谷市	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1
23	君津市	299-1192	君津市久保 2-13-1
24	富津市	293-8506	富津市下飯野 2443
25	浦安市	279-8501	浦安市猫実 1-1-1
26	四街道市	284-8555	四街道市鹿渡無番地
27	袖ヶ浦市	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
28	八街市	289-1192	八街市八街ほ 35-29
29	印西市	270-1396	印西市大森 2364-2
30	白井市	270-1492	白井市復 1123
31	富里市	286-0292	富里市七栄 652-1
32	南房総市	299-2492	南房総市富浦町青木 28
33	匝瑳市	289-2198	匝瑳市八日市場八 793-2
34	香取市	287-8501	香取市佐原口 2127
35	山武市	289-1392	山武市殿台 296
36	いすみ市	298-8501	いすみ市大原 7400-1
37	酒々井町	285-8510	印旛郡酒々井町中央台 4-11
38	栄町	270-1592	印旛郡栄町安食台 1-2
39	神崎町	289-0292	香取郡神崎町神崎本宿 163
40	多古町	289-2292	香取郡多古町多古 584
41	東庄町	289-0692	香取郡東庄町笹川い 4713-131

資料編＜第 1 章関連＞

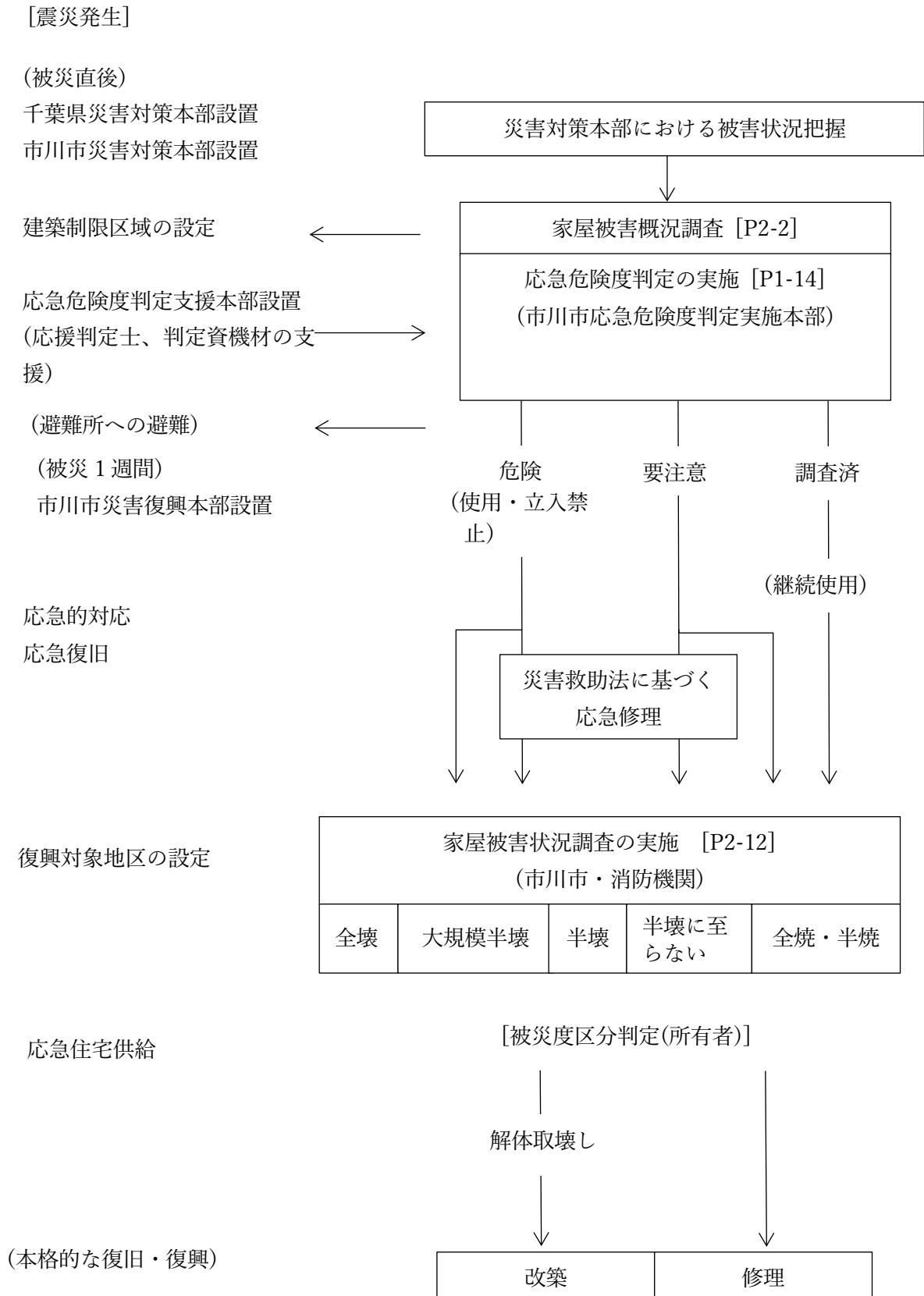
令和元年 9 月 1 日 現在

No.	協定先	〒	所在地
42	大網白里市	299-3292	大網白里市大網 115-2
43	九十九里町	283-0195	山武郡九十九里町片貝 4099
44	芝山町	289-1692	山武郡芝山町小池 992
45	横芝光町	289-1793	山武郡横芝光町宮川 11902
46	一宮町	299-4396	長生郡一宮町一宮 2457
47	睦沢町	299-4492	長生郡睦沢町下之郷 1650-1
48	長生村	299-4394	長生郡長生村本郷 1-77
49	白子町	299-4292	長生郡白子町関 5074-2
50	長柄町	297-0298	長生郡長柄町桜谷 712
51	長南町	297-0192	長生郡長南町長南 2110
52	大多喜町	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜 93
53	御宿町	299-5192	夷隅郡御宿町須賀 1522
54	鋸南町	299-2192	安房郡鋸南町下佐久間 3458
55	ひたちなか市	312-8501	茨城県ひたちなか市東石川 2-10-1
56	茅ヶ崎市	253-8686	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
57	富士市	417-8601	静岡県富士市永田町 1-100
58	江戸川区	132-8501	東京都江戸川区中央 1-4-1
59	葛飾区	124-8555	東京都葛飾区立石 5-13-1
60	明石市	673-8686	兵庫県明石市中崎 1-5-1
61	加美町	981-4292	宮城県加美郡加美町字西田 3-5
62	神栖市	314-0192	茨城県神栖市溝口 4991-5
63	喜多方市	966-8601	福島県喜多方市字御清水東 7244-2
64	西会津町	969-4495	福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308
65	北塩原村	966-0485	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151
66	宇土市	869-0492	熊本県宇土市浦田町 51
67	相良村	868-8501	熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1
68	岩沼市	989-2480	宮城県岩沼市桜 1-6-20
69	市川郵便局	272-8799	市川市平田 2-1-1
70	行徳郵便局	272-0141	市川市香取 2-1-16
71	国土交通省 関東地方整備局	330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

出典：「市川市地域防災計画(資料編)」令和元年 10 月

資料1-8 民間住宅等の被害状況把握(家屋・住家の被災度調査)の流れ図

民間住宅等の被害状況把握(家屋・住家の被災度調査)の流れ図



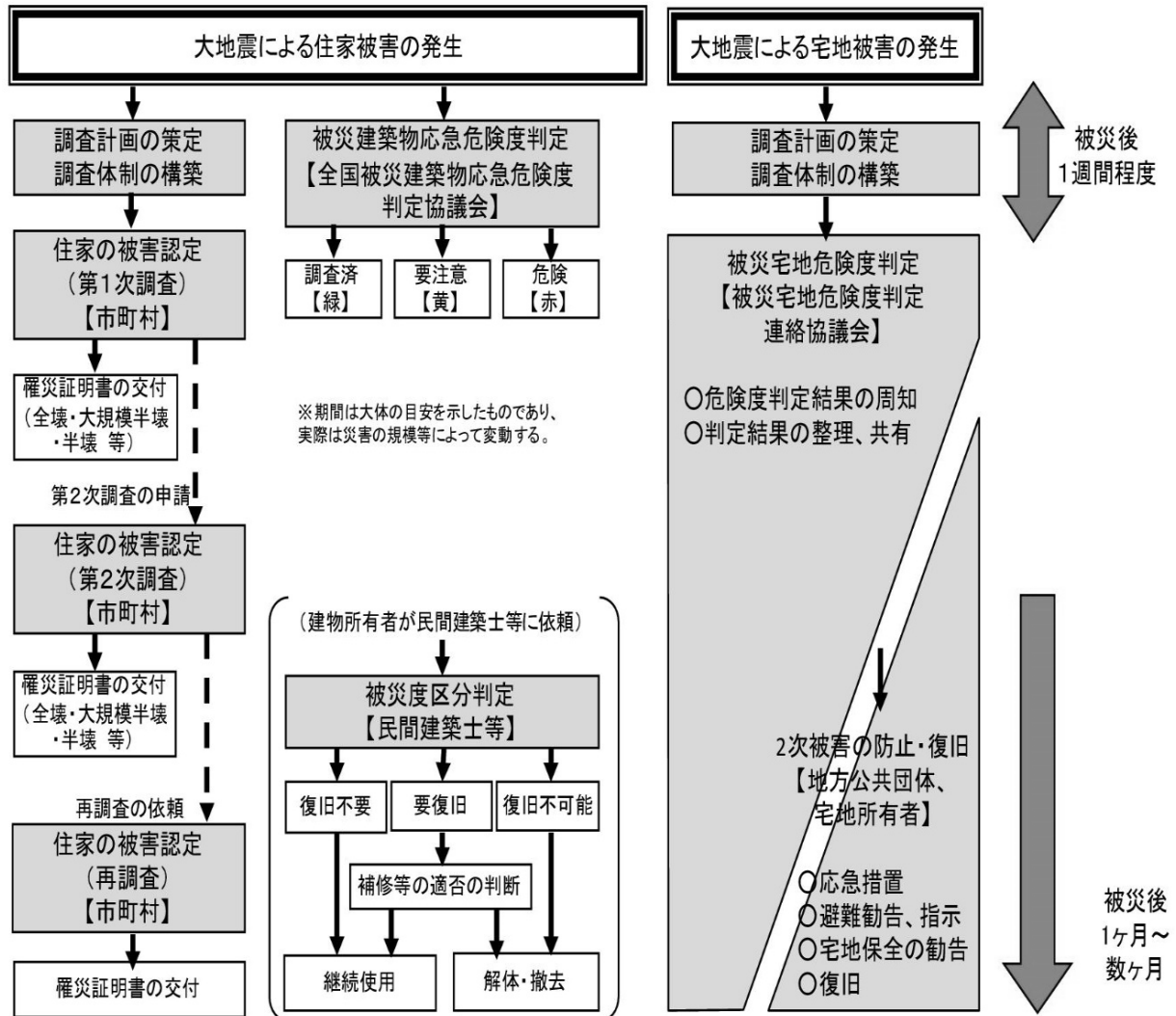
資料1-9 建物、宅地等に関する調査概要

	実施目的等	調査主体	調査員	実施時期	調査内容	判定基準	判定区分
応急危険度判定	被災建物の継続使用による二次災害防止(市民の生命の安全性確保)	○民間住宅： 判定実施本部(市川市) ○民間事業所： 建築物の管理責任者 ○公共施設： 建築物の管理責任者である公共団体	応急危険度判定員	民間住宅については10日間程度の間、その他についてはできる限り早く実施	建物の、当面の使用に当たっての危険性	被災建築物応急危険度判定研究会が定めている基準	○危険(立入禁止) ○要注意(立入制限) ○調査済み(当面安全)
被災宅地の危険度判定	被災宅地の二次災害防止	市川市	被災宅地危険度判定士	できる限り早く実施	宅地の危険度	被災宅地危険度判定連絡協議会が定めている基準	○危険宅地 ○要注意宅地 ○調査済み宅地
被災度区分判定	建物の長期継続使用の可否について判定するために実施。 公共建築物の判定結果は、その後の応急・復旧活動の拠点としての使用の可否判断にも用いる。	被災建物の所有者が実施 社会公共施設等については管理責任者が実施	建築構造に関する専門家	社会公共施設等については、2週間から2ヶ月の間に実施	建物の長期継続使用の可否	社会公共施設等は、「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術基準」(国土交通省住宅局建築指導課〔註・刊行物〕)を標準として各局が基準を定め、実施	○破壊 ○大破 ○中破 ○小破 ○軽微
家屋被害概況調査	建築制限の区域指定や被災市街地の復興計画検討等の基礎資料とするため	市川市	市職員	1週間以内	家屋(住家・非住家)被害概況街区単位程度(番地単位程度)に判定	本マニュアルP2-4(家屋被害概況の区分と判定基準)による	○大被害地区 ○中被害地区 ○小被害地区 ○無被害地区
家屋被害状況調査	被害状況を把握するため、災害により倒壊等の被害を受けた建物被害を調査。調査結果は、都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用	市川市	自治体の調査要員、公的機関・学会・大学等の民間機関の応援要員	1ヶ月以内	住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合又は住家の経済的被害の割合を判定 ※非住家も上記基準に準じる。	災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成25年6月内閣府)	
住家等被害認定調査	住家の被害程度を認定するために実施。この調査結果に基づき、被災者にり災証明書が発行される。		市職員等	1ヶ月以内	住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合又は住家の経済的被害の割合を判定		○全壊 ○大規模半壊 ○半壊 ○半壊に至らない

出典：日本建築防災協会 HP

資料1-10 大地震発生後の4つの建物被害調査の実施の流れ

<大地震発生後の建物や宅地に係る4つの被害調査の実施の流れ>

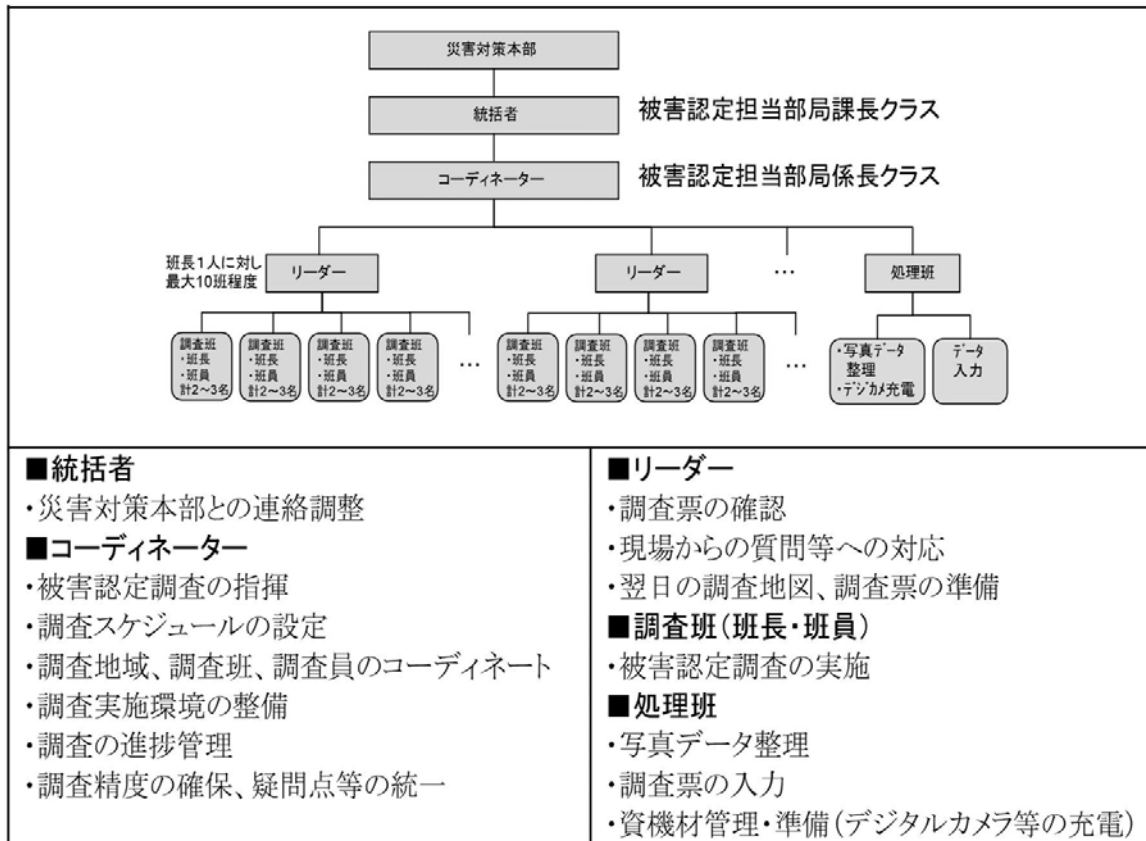


出典：「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」内閣府(防災担当) 平成30年3月

資料1-11 住家等被害認定調査 体制イメージ

住家等被害認定調査 体制イメージ

●災害時の体制イメージ



■統括者

- ・災害対策本部との連絡調整

■コーディネーター

- ・被害認定調査の指揮
- ・調査スケジュールの設定
- ・調査地域、調査班、調査員のコーディネート
- ・調査実施環境の整備
- ・調査の進捗管理
- ・調査精度の確保、疑問点等の統一

■リーダー

- ・調査票の確認
- ・現場からの質問等への対応
- ・翌日の調査地図、調査票の準備

■調査班(班長・班員)

- ・被害認定調査の実施

■処理班

- ・写真データ整理
- ・調査票の入力
- ・資機材管理・準備(デジタルカメラ等の充電)

出典：「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」内閣府(防災担当) 平成30年3月

資料 1-12 り災証明交付申請書(様式)

様式1

年 月 日

り災証明交付申請書 (地震等・風水害)	
証明書が必要な方 (所有者・居住者) ↑いずれかに○	平日 9 時～17 時に連絡のつく電話番号 ()
住 所 ふりがな 氏 名	
被害場所の住所 (上記の住所と同じ場合は、「同上」と記入) 市川市	
被害場所区分 (該当するものに○) 1. 一戸建住宅 (持家・借家) 2. アパート・マンション 等 3. 店舗・工場 等 4. その他 ()	被害状況 (被害状況、部位等を具体的に記載)
証明書の使用枚数 () 通	※風水害の場合は該当に○・記入 1. 浸水 (床上・床下・店舗工場内) 2. その他 ()
添付資料 (未補修の被害状況が確認できるもの) 1. 写真 2. その他 ()	
写真判定の同意について (どちらかに○) 被害状況の判定にあたり、現地調査を行います。被害の程度が軽微かつ「一部損壊(半壊に至らない)」という判定結果に同意いただける場合に限り、現地調査を省略し、添付写真のみで被害を確認する「写真判定方式」を取ることがあります。このことを踏まえ、「写真判定方式」に同意いただけるか選択してください。ただし、被害の程度が軽微と認められない場合等は、同意の有無にかかわらず現地調査を行います。なお、建物以外の被害(門扉や塀、物置など)については写真判定(被害の有無の判定のみ)となります。 1. 写真判定方式に同意する (被害状況は「一部損壊」となります) 2. 写真判定方式に同意しない (現地調査を実施します。原則平日 10 時から 16 時半で、立ち会いが必要です)	
受取予定者 (いずれかに○) 1. 本人 2. 同一世帯家族 3. 郵送 4. その他 () ※り災証明書の交付には審査が必要であるため、申請から2～3週間後に交付(郵送)いたします。 また住家の被害に係るり災証明書の判定にあたっては、原則審査の前に現地調査が必要となりますので、現地調査を行った日から2～3週間後に交付(郵送)いたします。	
備 考 (り災原因) 平成・令和 年 月 日 による	

※以下は市川市が記入します

り災証明交付番号

受付職員所属・氏名

資料1-13 り災証明書(様式)

様式2

市川第 00000000-0000 号

り 災 証 明 書

り 災 年 月 日	
り 災 原 因	
り 災 場 所	
被 害 状 況	
り 災 物 件 表 示	

上記事実に相違ないことを証明します。

申請者 住所

氏名

令和 年 月 日

市川市長 村越 祐民

り災証明交付番号：

資料 1-14 復興基本方針の想定項目

以下に、復興基本方針で想定される項目を例示する。

市川市復興基本方針(想定項目)

- 1 復興の理念
- 2 復興の基本目標
- 3 人口の現状及び将来の見通し
 - (1)人口の現状
 - (2)将来の見通し
- 4 土地利用の基本的方向
- 5 復興基本計画等の策定
 - (1) 復興基本計画
 - ア 復興基本計画の位置づけ
 - イ 計画の内容
 - ウ 計画期間
 - エ 復興基本計画の策定手順

なお、大規模災害からの復興に関する法律第 8 条に基づき政府が復興基本方針を定めた際には、都道府県復興方針は同法 9 条に基づく都道府県復興方針として位置付け、政府の方針に即して定めることとする。

【参考】復興法第 9 条では、都道府県復興方針にはおおむね次の事項を定めるものとされている。

- 1 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 2 特定大規模災害からの復興のために県が実施すべき施策に関する方針
- 3 県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して、基本となるべき事項
- 4 前 3 号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

資料1-15 復興基本計画の骨格となる項目

以下に、復興基本計画を策定する際、その骨格として考慮すべき項目を例示する。

市川市復興基本計画(考慮すべき項目)

- 1 理念
- 2 基本目標
- 3 計画期間
- 4 施策体系
 - (1) 人々のくらしのいち早い再建と安定
 - (2) 災害に強く、安心してくらせる都市づくり
 - (3) 誰もが快適にくらせる生活環境づくり
 - (4) 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
 - (5) 我が国政治・経済の中核機能の速やかな回復
- 5 分野別計画
- 6 地域別計画
 - 地域の重点的復興・整備など

なお、復興法第10条第1項に基づき、市町村が単独で、又は特定被災都道府県と共同して復興計画を作成する場合には、同法同条第2項に基づき、下記の事項を記載するものとされている。

【参考】

- 第8条 政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、第三条の基本理念にのっとり、復興基本方針を定めなければならない。
- 2 復興基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
 - 二 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 三 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - 四 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、本部が作成した復興基本方針の案について、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、復興基本方針を公表しなければならない。

- 5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、復興基本方針を変更しなければならない。
 - 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による復興基本方針の変更について準用する。
- 第9条 特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針(以下「都道府県復興方針」という。)を定めることができる。
- 2 都道府県復興方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
 - 二 特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針
 - 三 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項
 - 3 都道府県知事は、都道府県復興方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
 - 4 都道府県知事は、都道府県復興方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告しなければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県復興方針について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 6 都道府県知事は、都道府県復興方針の策定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
 - 7 第三項から前項までの規定は、都道府県復興方針の変更について準用する。

第三章 復興のための特別の措置

第一節 復興計画に係る特別の措置

第一款 復興計画の作成等

- 復興法第10条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村(以下「特定被災市町村」という。)は、復興基本方針(当該特定被災市町村を包括する都道府県(以下「特定被災都道府県」という。))が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針)に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。
- 一 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
 - 二 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域(前号に掲げる地域を除く。)
 - 三 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
 - 四 前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域
- 2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 復興計画の区域(以下「計画区域」という。)

資料編<第1章関連>

- 二 復興計画の目標
 - 三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針(土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。)その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - 四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業(以下「復興整備事業」という。)に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - イ 市街地開発事業(都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。)
 - ロ 土地改良事業(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(同項第一号から第三号 まで及び第七号 に掲げる事業に限る。)をいう。以下同じ。)
 - ハ 復興一体事業(第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。)
 - ニ 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。)第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。)
 - ホ 住宅地区改良事業(住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。)
 - ヘ 都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業
 - ト 小規模団地住宅施設整備事業(一団地における五声以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第五十四条の二において同じ。)
 - チ 津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。)の整備に関する事業
 - リ 漁港漁場整備事業(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。)
 - ヌ 保安施設事業(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。)
 - ル 液状化対策事業(地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。)
 - ヲ 造成宅地滑動崩落対策事業(地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地(宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。))において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。)
 - ワ 地籍調査事業(地籍調査(国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。))を行う事業をいう。)
 - カ イからワまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
 - 五 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
 - 六 復興計画の期間
 - 七 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項
- 3 前項第四号に掲げる事項には、特定被災市町村(当該特定被災市町村が特定被災都道府県と共同して復興計画を作成する場合(以下「共同作成の場合」という。))にあっては、当

該特定被災市町村及び特定被災都道府県。以下「特定被災市町村等」という。)が実施する事業に係るものを記載するほか、必要に応じ、特定被災市町村等以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

- 4 特定被災市町村等は、復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- 5 特定被災市町村等は、復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 特定被災市町村等は、復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前三項の規定は、復興計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

資料1-16 オープンスペース等利用計画の策定の例

1 目的

震災時の活動拠点となるオープンスペース等を事前に確保し、あらかじめ様々な応急活動の用途に充てるための利用計画を策定することにより、迅速な応急活動が可能となるようにすることを目的とする。

2 根拠

- (1) ○○条例第○条
- (2) ○○条例施行規則第○条

3 個別利用計画

本計画においては、市内の利用可能なオープンスペースを国及び県並びに関係機関と協議のうえ把握し、次の用途に関する個別利用計画を策定していく。

- (1) 救出救助活動拠点
- (2) ヘリコプター緊急離着陸場
- (3) ボランティア活動拠点
- (4) 生活物資の集積・輸送拠点
- (5) ライフライン復旧活動拠点
- (6) がれき集積場所
- (7) 応急仮設住宅建設用地
- (8) 公営住宅の建設用地
- (9) 庁舎の建設用地
- (10) その他

4 活動拠点の指定及び告示

個別利用計画のうち、(1)のうち大規模救出救助活動拠点、(2)のうち医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、指定を行い、告示していく。

5 主管部署

○○部

資料1-17 震災後対策に必要な用地の例

震災後対策に必要な用地の例

用途	設置・利用の時期
避難場所	事前(発災時)～数日間
住民の一時集合場所	事前(発災時)～数日間
野外受入施設設置場所	被災直後～短期間
救出・救助部隊の活動拠点	被災直後～3ヶ月程度
災害時へリ緊急離着陸場	被災直後～短期間
生活物資の集積・輸送拠点	被災直後～1ヶ月程度
ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、 工事事務所・宿舍	被災直後～6ヶ月程度
がれき等の集積場(分別場)中継所 第一仮置場(道路啓開がれき等) 第二仮置場(積替え用地) 第三仮置場(貯留・減容化用地)	被災直後～約1年間 被災直後～約1年間 被災後2週間～約1年間 被災後2週間～約1年間
応援部隊活動拠点・宿舍	被災直後～
ボランティア活動拠点等	被災直後～
応急仮設住宅建設用地	被災後1週間～約2年間
仮設診療所用地	被災後1ヶ月～
賃貸型共同仮設工場・ 共同仮設店舗の設置用地	被災後2週間～
その他福祉施設等の新設、移転改築仮設庁舎、 仮設校舎、仮設施設用地	随時

資料 1-18 事前用地調整方針の例

事前用地調整方針の例

I 用地調整の基本的考え方

震災後の応急・復旧対策事業及び復興事業を進めていく過程で、各種の用地需要が被災地を中心に発生する。しかし、本市は利用可能な用地が限られるため、目的ごとに必要な用地の確保が難しく、緊急時の対応に支障が生じることも予想される。

限られた用地を合理的かつ効率的に使用するためには、用地の全体的な把握、使用時期・使用目的ごとの用地需要の集約及び中長期的視点に立った土地利用を適切に行うため、災害対策の経過に合わせて優先順位を考慮し調整する必要がある。

さらに緊急用途需要に対して不足が見込まれる場合は、国や県、公社、民間の用地についても対象にし、必要な確保に努める。

II 用地調整の基本的枠組みについて

震災後の土地利用調整を円滑に行うため、①発災～2週間程度、②2週間～1ヶ月程度、③1ヶ月～2年間程度の期間に分けて、予め震災対策に必要な用地需要を想定し優先順位を設定した調整方針を作成する。

【発災～2週間程度】

避難者の安全を確保するための拠点、被災者の救出・救助活動にあたる警察、消防、自衛隊等の活動拠点、被災地内の医療活動を迅速に行うための拠点、緊急輸送路の確保等が必要であり、そのために利用できる用地を優先的に割り当てる。

発災当初は被災者の安全確保のため、各区市町村で対応する場が多くなることが想定されるが、被害状況等により広域的な対応が必要な場合等用地の確保が求められる時は、県災害対策本部と調整する。

市全域における応急対策に必要な調整案を作成する。

〔優先的に対応する用途〕

- ① 避難場所
- ② 救出救助活動拠点
- ③ ヘリコプター緊急離着陸場
- ④ がれき仮置き場

【発災後2週間～1ヶ月程度】

用地使用は、「用地調整会議」において調整する。

救出救助活動は継続していることも想定されるが、用地調整基本方針に基づき、被災者の生活復旧に向けた用途について優先的に調整する。

〔優先的に対応する用途〕

- ① 応急仮設住宅建設用地
- ② 生活物資の集積・輸送拠点
- ③ がれき置き場

〔調整会議の調整〕

- (1) 市は、家屋の被害状況、避難所利用者数、がれき等の発生量を予測し、復旧対策に必要な用地需要を報告する。
- (2) 復興本部は、用地調整会議を設け各用途の復旧対策に伴う全体的な用地需要を集約し調整する。
- (3) 救出・救助活動等が終了した用地については、原則として他の用途の対象地とする。
- (4) 用地が不足する場合は、行政間の相互利用を含め広域的に調整する。
- (5) 用地を使用する部署は、定期的に使用状況を復興本部に報告する。

【発災後1ヶ月～2年間程度】

都復興本部は、住宅を失った被災者のための災害住宅の建設、時限的市街地づくりなど復興事業を長期的視点に立って計画的に実施していくために必要な用地について、復興計画に基づき優先的に調整する。

〔優先的に対応する用途〕

- ① 災害公営住宅建設用地
- ② 時限的市街地づくり用地

